平成２９年（再イ）第１１号

青森県三沢市前平３丁目２番地12号

再生債務者　稲妻　祐介

1　決議に付する再生計画案　平成30年１月23日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年３月15日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月15日まで

平成30年２月13日

青森地方裁判所十和田支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第６３号

兵庫県尼崎市瓦宮２丁目10番24―11号

再生債務者　三浦　幸弘

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成30年２月13日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第２０号

北海道江別市元江別849番地の５

再生債務者　原子　寛之

1　決定年月日時　平成30年２月13日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月６日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月20日から平成30年３月27日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再ロ）第１号

福岡市中央区港３丁目８番18号　ニューパレス西公園201号

再生債務者　野本　祐也

1　決定年月日時　平成30年２月６日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月６日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月13日から平成30年３月20日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再ロ）第７号

大阪市平野区加美鞍作２丁目７番20号

再生債務者　倉本　晃基

1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月９日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月12日から平成30年３月26日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第５号

岡山市中区藤崎511―19

再生債務者　吉田　彩恵

1　決定年月日時　平成30年２月13日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月12日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月20日から平成30年３月30日まで

岡山地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第７号

東京都あきる野市瀬戸岡128番地14

再生債務者　坂本　光男

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月６日まで

平成30年２月13日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１０００３号

栃木県鹿沼市三幸町1514番地30

再生債務者　今井　　治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月９日

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２９年（再ロ）第１号

兵庫県西脇市上野427番地の２　東播染工社宅401号

再生債務者　齋藤　幸雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月13日　　神戸地方裁判所社支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成三十年三月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.hiro-japan.com/publicnotice/

(乙) http://hiro-healthcare.com

(丙) http://www.grand-market.jp

平成三十年二月二十一日

埼玉県川口市栄町三丁目一一番二七号　Ｈｉｒｏ　Ｂｕｉｌｄ六階

(甲) 株式会社Ｈｉｒｏ　Ｊａｐａｎ

代表取締役　岡　　博史

埼玉県川口市栄町三丁目一一番二七号　Ｈｉｒｏ　Ｂｕｉｌｄ六階

(乙) 株式会社ヒロヘルスケア

代表取締役　岡　　博史

埼玉県春日部市栄町二丁目一五〇番

(丙) 株式会社グランマーケット

代表取締役　阿部香代子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙)、(丙)、(丁)、(戊)

計算書類の公告義務はありません。

平成三十年二月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目一三番一号

(甲) 株式会社ＬＩＸＩＬビバ

代表取締役　渡邉　　修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目一三番一号

(乙) 有限会社スーパービバアセット

取締役　渡邉　　修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目一三番一号

(丙) 有限会社スーパービバアセット大井町

取締役　渡邉　　修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目一三番一号

(丁) 有限会社スーパービバアセット三郷

取締役　渡邉　　修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目一三番一号

(戊) 有限会社スーパービバアセット習志野

取締役　渡邉　　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年九月十三日

掲載頁　十一頁

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月十三日

掲載頁　二十六頁（号外第一九七号）

平成三十年二月二十一日

東京都中央区銀座二丁目三番六号

(甲) 株式会社ゆこゆこ

代表取締役　池照　直樹

東京都中央区銀座二丁目三番六号

(乙) 株式会社ワールドメディアエージェンシー

代表取締役　池照　直樹